

入 札 説 明 書

航空自衛隊第5航空団（新田原基地）が発注する工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。細部は、契約担当官の指示による。

1 適用する入札公告

本説明書は、航空自衛隊第5航空団（新田原基地）が入札公告した工事に適用する。

2 契約担当官等

航空自衛隊第5航空団（新田原基地）会計隊長

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

3 工事概要

(1) 工事名

各公告による。

(2) 工事場所

各公告による。

(3) 工事内容及び工事範囲

別添の特記仕様書のとおり。

(4) 工期

各公告による。

(5) 使用する主要な資機材

別添の特記仕様書のとおり。

(6) その他

ア 受付窓口

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊第5航空団（新田原基地）会計隊契約班

イ 受付時間

午前8時15分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、各公告に示す工事で級別の格付を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の各公告に示す工事に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）が各公告に示す等級であること。
- (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施(事)第150号28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- d 組合（共同企業体を含む。）の理事
- e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及びア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 担当部局

〒 8 8 9 - 1 4 9 2 宮崎県児湯郡新富町大字新田 1 9 5 8 1
航空自衛隊第 5 航空団（新田原基地）会計隊契約班
TEL 0 9 8 3 - 3 5 - 1 1 2 1（内線 5 7 3 5）
FAX 0 9 8 3 - 3 5 - 1 8 0 5

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料及び資格審査結果通知書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
また、4 (2) の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4 (1)、(3) 及び(5) から(7) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて 4 (2) から(4) までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において 4 (2) から(4) までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア 提出期間等

各公告による。

- (2) 申請書は、別紙様式第 1 により作成する。
- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、過去 1 5 年間（基準）に工事が完成・引渡し完了しているものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙様式第 2）」及び「配置予定の技術者（別紙様式第 3）」に記載する工事が、平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

4 (5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙様式第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙様式第4に記載すること。ただし、契約担当官が必要と認めた場合に限る。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、一般競争参加資格確認通知書による。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先

5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がな

いと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限

契約担当官の示す期間

イ 提出場所

5に同じ。

ウ 提出方法

書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出期間

契約担当官の示す期間

イ 提出場所

5に同じ。

ウ 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間

契約担当官の示す期間

イ 場所

5に同じ。

9 入札方法等

- (1) 入札書の提出手段は、各公告による。

- (2) 入札書の提出方法等

ア 提出期間等

各公告による。

イ 提出場所

5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
- ア 作成例として交付した様式に準じ、あるいは業者任意の様式により、又は交付した数量書にある総括表の構成に対応させ、経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、数量書を交付した場合は、直接工事費の明細書については、数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。
- イ 数量書を交付した場合は、数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
- ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（必ず押印する。）並びに契約担当官名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
- ア 提出期間
9(2)アに同じ。
- イ 提出方法
9(2)ウを参照。
- ウ 提出場所
5に同じ。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

11 開札

- (1) 開札の日時及び場所
- ア 開札日時
各公告による。
- イ 開札場所
各公告による。
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- (3) 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3) の 1 回目の開札に立ち会わない場合において、再度の入札を行うこととなったときは、契約担当官等からの連絡に対して速やかに再度の入札に参加する意思の有無を明らかにするものとする。
- (5) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。

12 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において 4 に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1) の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1) の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、契約担当官から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 8 5 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

14 契約書作成の要否等

- (1) 契約書作成の要否
各公告による。
- (2) 適用する契約条項
各公告による。

15 支払条件

履行完了後、完了通知を受け、完成検査において合格とし、適法な請求書を受けた後、支払を行うものとする。

16 火災保険付保の要否

要。ただし、契約担当官が認めた場合は、この限りではない。

17 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

契約担当官が定める期間

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 5に同じ。

18 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

19 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

補則

1 工事契約に係る苦情処理

苦情及び再苦情の申立て等については、防整施(事)第148号(28.3.31)により、行うものとする。

2 低入札価格調査に係る特別重点調査

低入札価格調査に係る特別重点調査については、工事入札心得書による。

3 数量公開

数量公開については、工事入札心得書による。

4 入札回数、不落随契の原則禁止外

- (1) 再度入札で落札しない場合においては、特別な場合を除き不落随契は行わない。
- (2) 1回目の開札において予定価格と最低入札金額の差が大きい場合は、補足説明等を行い、積算の見直しに必要な時間を設けた上で2回目の入札を行う場合がある。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

航空自衛隊第5航空団（新田原基地）が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき、「一般競争参加資格確認申請書」、「同種の工事の施工実績」、「配置予定の技術者」を作成のうえ、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成のうえ、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印のうえ申請して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を満足するものをいいます。

工事種類、金額、規模等により、契約担当官が認めるもの。

- (2) 記載する工事は、過去15年の間に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は、3件程度まで記載されても可とします。

- (3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号28.3.31）に基づく工事成績評定通知書（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しません。

- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。

- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（防整施（事）第150号28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。

- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、過去15年の間に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。

- (5) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しません。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。

- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。

- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。

- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

提出は、契約担当官が必要と認めた場合に限りします。

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所（持参又は郵送の場合）

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊第5航空団（新田原基地）会計隊契約班

TEL 0983-35-1121（内線5735）

- (2) 提出方法

持参又は郵送

- (3) 提出期間

各公告による。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、契約担当官の示す期間までに5(1)に持参又は郵送により提出して下さい。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

航空自衛隊第5航空団（新田原基地）会計隊契約班

TEL 0983-35-1121（内線5735）

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合